



そこが知りたい!

H10. 3. 15

国民健康保険

一問一答



問：私ではなく、娘が国保に加入しているのに、どうして保険料の納付書が私宛に送られてくるのですか？

答：あなたは世帯主だと思われていますが、世帯主本人が国保に加入していなくても、家族に国保の加入者がいる場合は納付義務は世帯主にあります。そのため、納付書は世帯主宛に送付されます。ただし、保険料は加入している方の分のみ計算しています。



問：母子家庭なのですが、保険料が免除されたりするのですか？



答：母子家庭や障害者のいる家庭だからという理由で保険料が免除されたりすることはありません。ただし、災害などの特別な事情がある場合には、申請によって免除される場合があります。



問：現在私は、まったく医者にかかっていないので、毎月払っている保険料が無駄なような気がしています。それで、国民健康保険をやめて、もし医者にかかることがあっても全額を自費で負担しようと思いますが、どうでしょうか？



答：日本では、「国民皆保険制度」といって、すべての人が何かしらの医療保険に加入しなければならないことになっています。したがって、お尋ねのような理由で国保を脱退することは認められませんし、他に加入する保険のない場合には国民健康保険への加入が義務づけられています。

また、将来、医者にかかるようなことが絶対ないとは言いませんし、その際高額な医療費がかかるかもしれません。国民健康保険は、そうした万一の時に経済的な心配なく医療を受けられるよう、みんなで保険料を負担する助け合いの制度だということを是非ご理解ください。



問：年間の保険料を一括で納入すると、保険料が少しでも引きさされるのでしょうか？

答：国民年金と違って、国保にはそうした引きはありません。



国民年金

発行 / 新津市役所 ☎24-2111 編集 / 保険年金課国民年金係 (内線131・132・133) 平成10年3月発行

平成10年4月から保険料が

月額 **13,300円**
に変わります。

そこで

前納(一括払い)制度
がお得です。

1年分だと

定額だと
 $13,300円 \times 12 \text{ か月} = 159,600円$
155,750円

1年で
= 3,850円
の割引です。

定額+付加保険料(400円)だと
 $13,700円 \times 12 \text{ か月} = 164,400円$
160,430円

1年で
= 3,970円
の割引です。

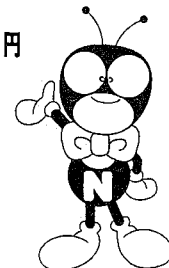
半年分だと

定額だと
 $13,300円 \times 6 \text{ か月} = 79,800円$
78,920円

1年で
= 880円
の割引です。

定額+付加保険料(400円)だと
 $13,700円 \times 6 \text{ か月} = 82,200円$
81,290円

1年で
= 910円
の割引です。



※ 前納についてのお問い合わせは、
保険年金課国民年金係までお願いします。